

新潟県条例第6号

法人の県民税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第1条 法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>	<p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成34年3月31日までの間に開始する各連結事業年度(法人税法(昭和40年法律第34号)第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>
<p>(中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第3条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除き、地方税法(昭和25年法律第226号)第24条第6項において法人とみなされるものを含む。)であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p>	<p>(中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第3条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除き、地方税法(昭和25年法律第226号)第24条第6項において法人とみなされるものを含む。)であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(地方税法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p>
<p>2 前項の場合において、地方税法第52条第2項第1号及び第2号に掲げる法人の資本金の額又は出資金の額は、それぞれこれらの号に定める日(同項第1号に掲げる法人で同法第53条第1項の法人税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるもの及び地方税法第52条第2項第2号に掲げる法人にあつては、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)で定める日)現在における資本金の額又は出資金の額による。</p>	<p>2 前項の場合において、地方税法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の資本金の額又は出資金の額は、それぞれこれらの号に定める日(同項第1号に掲げる法人で同法第53条第1項の法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるもの及び地方税法第52条第2項第2号に掲げる法人にあつては、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)で定める日)現在における資本金の額又は出資金の額による。</p>
<p>3 2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の第1項の法人税額は、地方税法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の法人税額によるものとする。</p>	<p>3 2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の第1項の法人税額又は個別帰属法人税額は、地方税法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。</p>
<p>4 事業年度(法人税法第72条に規定する1事業年</p>	<p>4 事業年度(法人税法第72条に規定する1事業年</p>

<p>度とみなした事業年度開始の日以後6月の期間を含む。)が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>度とみなした事業年度開始の日以後6月の期間を含む。)又は<u>連結事業年度</u>が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該事業年度又は当該<u>連結事業年度</u>の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p> <p>5 (略)</p>
---	--

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の県民税の不均一課税)</p> <p>第2条の2 知事は、事業用家屋を新設し、又は増設した法人に対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分の法人の県民税の法人税割(法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。)第2条の規定の適用を受けるものに限る。)について、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内</p> <p>(2) 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から6年以内</p>	<p>(法人の県民税の不均一課税)</p> <p>第2条の2 知事は、事業用家屋を新設し、又は増設した法人に対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各<u>連結事業年度</u>分の法人の県民税の法人税割(法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。)第2条の規定の適用を受けるものに限る。)について、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は<u>連結事業年度</u>開始の日から3年以内</p> <p>(2) 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は<u>連結事業年度</u>開始の日から6年以内</p>

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例(平成20年新潟県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の県民税の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画(同項の規定による同意が令和5年3月31日までに行われ、かつ、当該同意の日の属する年度において、県が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第1条で定める地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。)の同意の日(以下「同意日」という。)から令和5</p>	<p>(法人の県民税の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画(同項の規定による同意が令和5年3月31日までに行われ、かつ、当該同意の日の属する年度において、県が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第1条で定める地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。)の同意の日(以下「同意日」という。)から令和5</p>

年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

（新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正）

第4条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(法人の県民税の不均一課税)	(法人の県民税の不均一課税)
<p>第1条の2 知事は、認定事業者のうち地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する取得価額の要件を満たす特定業務施設（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）又は同項第2号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）のうち県外から移転して整備するものとして規則で定める基準に適合するものに係るものに限る。）の用に供する減価償却資産（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した法人（規則で定める要件を満たす者に限る。）に対し、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県</p>	<p>第1条の2 知事は、認定事業者のうち地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する取得価額の要件を満たす特定業務施設（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）又は同項第2号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）のうち県外から移転して整備するものとして規則で定める基準に適合するものに係るものに限る。）の用に供する減価償却資産（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した法人（規則で定める要件を満たす者に限る。）に対し、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平</p>

税条例」という。)第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例、第2条の規定による改正後の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例、第3条の規定による改正後の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例及び第4条の規定による改正後の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 3 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第1条の規定による改正前の法人の県民税の特例に関する条例、第2条の規定による改正前の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例、第3条の規定による改正前の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例及び第4条の規定による改正前の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。